

【重要】免税軽油使用者の皆様へ

令和8年10月1日から、県収入証紙の廃止に伴い、
免税軽油使用者証に係る申請手数料の納付方法が変更
になります。

！注意！ 納付方法によっては、納付確認に時間がかかることがあります。
**手続きを急がれる場合は、必ず、申請先に納付方法をご
確認**ください。

Q 対象となる手続きは。

これまでと同じ以下の手続きです。手数料（500円）も同様です。

- 免税軽油使用者証交付申請（再交付等を含む。）
- 免税軽油使用者証共同申請（再交付等を含む。）
- 免税軽油使用者証書換申請

Q 納付方法は。

納付方法等は、以下のとおりです。詳しくは、裏面のチラシをご覧ください。

なお、収入証紙は、令和9年3月末日までは利用できます。

【①オンライン（県電子申請システム）での納付（準備中）】

※ 令和8年9月17日現在、システムの準備中です。

利用が可能になりましたら、県のホームページで告知します。

【②支払窓口での納付】

→ 地域振興局・支庁の支払窓口で、クレジットカード、電子マネー等により納付（現金は利用できません。）

→ 受託団体の支払窓口で納付（一部の窓口では現金も利用できます。）

※ 受託団体の支払窓口は、県のホームページ（「鹿児島県収入証紙制度の廃止について」の「キャッシュレス決済対応端末の設置場所一覧.pdf」）でご確認ください。

→ 支払窓口に設置されているキャッシュレス決済対応端末による支払い情報の登録時に、下のQRコードをご提示いただくと、手続きがスムーズに進みます。

免税軽油使用者証交付手数料	500円		免税軽油使用者証書換え手数料	500円	
---------------	------	---	----------------	------	---

【③県の納付書での納付】

→ 納付書でのお支払いを希望される場合は、申請先（県税課等）へ申し出てください。

【お問合せ先】

鹿児島地域振興局課税課	: 099-805-7234	大隅地域振興局県税課	: 0994-52-2097
南薩地域振興局県税課	: 0993-52-1317	大隅地域振興局曾於市駐在	: 0994-82-1992
北薩地域振興局県税課	: 0996-25-5205	熊毛支庁県税課	: 0997-22-0006
始良・伊佐地域振興局県税課	: 0995-63-8126	大島支庁県税課	: 0997-57-7229



令和 **8** 年 **9** 月末で



鹿児島県収入証紙の 販売を終了します

鹿児島県の収入証紙は、現金の代わりに申請書などに貼り付けて手数料を納めるものです。鹿児島県では、パスポート申請や運転免許証の更新などに使用されています。

※契約書等に貼り付ける国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください。

収入証紙の**販売**は
令和8年9月末日
まで

購入済証紙の**使用**は
令和9年3月末日
まで

未使用証紙の**還付**は
令和8年10月 から
令和13年9月末日
まで

収入証紙販売終了後（令和8年10月以降）の手数料の納付方法

※ 手数料の種類により、取り扱う納付方法が異なりますので、詳しくは手数料を所管する担当課におたずねください。

1 オンラインでの納付

県の電子申請システムを利用して、クレジットカードやコード決済（PayPay）、インターネットバンキングによりオンラインでの納付が可能です。



2 支払窓口での納付

① 振興局等の支払窓口で、クレジットカード・電子マネー等により納付。



② 県が収納事務を委託した団体の支払窓口で現金により納付。



3 県の納付書での納付

県から交付された納付書を使用して、スマホ、クレジットカード、インターネットバンキング、コンビニ、銀行等で納付。



【お問い合わせ】鹿児島県出納局会計課

☎099-286-3765 ✉acsm@pref.kagoshima.lg.jp